○総務省告示第二百七十九号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第三百九十八号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第二号の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を指定した件）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月四日から施行する。

平成二十九年九月四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
［略］	
和歌山行政評価事務所	和歌山県和歌山市二番丁三番地　和歌山地方合同庁舎
［略］	

改正前	
事務所	所在地
［同上］	
和歌山行政評価事務所	和歌山県和歌山市九番丁一一番地
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百八十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第百十三号（公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十九年九月四日から施行する。

平成二十九年九月四日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務所	所在地
［略］	
和歌山行政評価事務所 事務所総務室	和歌山県和歌山市二番丁 三番地　和歌山地方合同庁舎
［略］	

改正前	
事務所	所在地
［同上］	
和歌山行政評価事務所 事務所総務室	和歌山県和歌山市九番丁 一一番地
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人日本内燃力発電設備協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十九年九月四日

消防庁長官　稲山　博司

一　変更後の代表者の氏名　**今永**　隆

二　変更の日

平成二十九年六月二日

○農林水産省告示第千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡上松町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月四日

農林水産大臣　**齋藤**　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

所　岐阜県高山市岩井町九〇九の二、九一〇の二、九一〇の三、九二一の一、九二六の一、九二七、大島町一八二の一、一八二の三、一八三、一八四の一、一八五、一八六の一、一八六の二、一八六の四、一八六の五、一八七、一八八の一、一八九、滝町二四〇一、二四〇二、二四〇五の四、八日町一九一七、一九一八、丹生川町折敷地字立岩尾三五〇二の一、三五〇二の二、三五〇三、字黒花谷三五二八の二、三五二九、字下り谷三五三二の一、三五三二の三、三五三三、字所サコ三五三六の二、字コネス谷三五三八の二、三五三九、字腰谷三五六四の二、三五六五、丹生川町森部字水谷一五八〇の二、一五八〇の三、字権四郎谷一五八二の一、字岡田ケ洞一五八四、一五八五、一五八六の一から一五八六の三まで、清見町夏**厩**字曲洞七三五の二〇、七三五の二一、清見町**楢**谷字カクレ洞七の三二から七の三八まで、七の四二から七の四八まで、一之宮町字**餅**谷平栃洞六六二六の二、字水洞六六九一の一、字尻立八〇二五の二、字マサ板八〇五五の二、朝日町青屋字樋ケ洞三五〇二の